

PPAによる北杜市公共施設への太陽光
発電設備及び蓄電池導入事業公募型プロ
ポーザル実施要領

令和5年8月

北 杜 市

PPAによる北杜市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入事業公募型プロポーザル実施要領

1 件名

PPAによる北杜市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入事業

2 趣旨

北杜市（以下「市」という。）は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み及び市のレジリエンス強化のため、市公共施設に太陽光発電設備・蓄電池・付帯設備を設置し、これについて運転管理、維持管理及び撤去を行う事業者をプロポーザル方式により公募する。

3 参加資格

次の各号のいずれにも該当する法人とする。また、共同企業体を結成し参加する場合は、全ての構成員が次の各号の要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 参加意向表明時点で、指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。また、手形交換所による取引止処分がなされていない者であること。
- (5) 法人又はその役員が、北杜市暴力団排除条例（平成24年北杜市条例第29号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 事業概要

事業者は、対象施設において、構造調査等を行い、市から行政財産使用許可を受けただうえで、太陽光発電設備、蓄電池等を設置し、事業期間において運転管理及び維持管理を行う。事業終了後、設備を撤去し原状回復とする。なお、事業の内容は別紙「プロポーザル事業説明書」のとおり。

5 審査委員会

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市告示第1号）により審査委員会を設置し行う。

6 プロポーザル実施スケジュール

	項目	日程
事前準備	①実施要領の公表日	8月9日(水)
	②参加意向表明書提出期間	8月10日(木)から8月28日(月)午後5時まで
	③質問受付	9月15日(金)午後5時まで
提案・審査	④参加資格結果通知	参加意向表明書提出の翌日から2日以内(土曜、日曜及び祝日を除く。)
	⑤質問回答	質問受領日の翌日から3日以内(土曜、日曜及び祝日を除く。)
	⑥提案書提出期間	9月11日(月)から9月22日(金)午後5時まで(必着)
	⑦一次審査の結果通知	9月26日(火)
	⑧二次審査(プレゼンテーション)	9月29日(金)
	⑨選定結果の通知	10月4日(水)

※参加意向表明者数によっては、一次審査、二次審査の日程を変更することがある。
その場合は、参加意向表明者に対して改めて通知する。

7 実施要領の公表期間・場所

(1) 公表期間

令和5年8月9日(水)から令和5年9月22日(金)午後5時まで

(2) 公表場所

ア 市ホームページ

イ 北杜市役所 市民環境部環境課

8 参加意向表明書の提出

(1) 提出期限 令和5年8月28日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送は、書留郵便に限る。)

(4) 提出書類

全ての申請者(共同企業体の場合は代表者)は様式第1号(参加意向表明書)を提出すること。その他の提出書類については速やかに整え、別途提出すること。

また、同企業体で申請を行う場合は、構成する法人の書類を提出すること。
なお、市が指定した期日までに書類の提出がなかった場合は、参加資格を失うものとする。

ア 北杜市入札参加資格者名簿に登録された者が申請を行う場合は、別記①に定める書類を提出すること。

イ 北杜市入札参加資格者名簿に登録された者以外の者が申請を行う場合は別記②に定める書類を提出すること。

別記①（北杜市入札参加資格者名簿に登録された者が申請を行う場合）

提出書類	留意事項
①参加意向表明書	【様式第1号】
②誓約書・委任状	【様式第2号】
③会社概要書	【様式第3号】
④事業履行実績調査書	【様式第5号】
⑤共同企業体構成表	【様式第10号】 ※ 共同企業体で参加する場合のみ必要
⑥納税証明書	ア 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 イ 法人事業税の納税証明書 ※ 発行から3か月以内のもの（写し可）
⑦財務諸表	ア 貸借対照表（直近3年分） イ 損益計算書（直近3年分）

別記②（北杜市入札参加資格者名簿に登録された者以外が申請を行う場合）

提出書類	留意事項
①参加意向表明書	別記①のとおり
②誓約書・委任状	別記①のとおり
③会社概要書	別記①のとおり
④使用印鑑届	【様式第4号】
⑤事業履行実績調査書	別記①のとおり
⑥共同企業体構成表	別記①のとおり
⑦納税証明書	別記①のとおり
⑧財務諸表	別記①のとおり
⑨営業所一覧	任意様式
⑩国税に未納がない証明書（写）	
⑪都道府県税に未納がない証明書（写）	
⑫区市町村税に未納がない証明書（写）	
⑬登録証明書ISO	
⑭履歴事項全部事項証明書（写）	
⑮印鑑証明書	
⑯役員等名簿	指定様式
⑰営業の沿革及び事業経歴書	任意様式

- (5) 参加資格の確認
参加意向表明書では選定は行わず、「3参加資格」の確認を事務局により行う。
- (6) 参加辞退
参加意向表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式第11号）を提出すること。

9 参加資格結果の通知

参加意向表明書の提出をした事業者について、市は内容を確認し、参加資格結果を通知する。

- (1) 送付日 参加意向表明書提出の翌日から2日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (2) 送付方法 電子メール

10 質問の受付期間及び提出・回答方法（参加資格を有する者が対象）

- (1) 受付期間 参加資格を得た日から令和5年9月15日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 所定様式（様式第6号）によりFAX又は電子メールにて提出すること。
※電話や来庁による質問には応じない。
FAX番号：0551-42-1123
電子メール：kankyou@city.hokuto.yamanashi.jp
- (3) 回答方法 参加者からの質問事項を取りまとめ、回答日までに参加者にFAX又は電子メールにて回答する。

11 施設図書等の閲覧（参加資格を有する者が対象）

- (1) 図書閲覧期間 令和5年8月10日（木）から9月15日（金）午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (2) 閲覧場所
 - ア 施設番号1から26まで及び41から55まで 北杜市役所本庁
 - イ 施設番号27から40まで 高根総合支所
- (3) 閲覧図書
 - ア 完成図書（図面）及びそれに準ずる書類（図面）
 - イ 詳細設計書（構造計算書）及びそれに準ずる書類

※施設によっては閲覧図書が現存しないことがあるので留意すること。なお、図書の撮影は可とするが貸与は不可とする。本案件以外の使用は認めない。
- (4) 閲覧方法
閲覧希望日の前日までに市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当へ図書の閲覧希望の予約を行うこと。当方で閲覧の場所及び日時を指定する。

1.2 施設の見学（参加資格を有する者が対象）

- (1) 見学期間 令和5年8月21日（月）から9月11日（月）まで
- (2) 見学の詳細 上記の期間にて参加資格を有する者を対象にFAXとメールにて連絡を行う。見学スケジュールについては市が決定する。見学希望者は、対象施設の見学日前日の午後5時までに別途指定する様式により申し込みを行うこと。ただし、見学日前日が休館日の場合は、休館日前の開館日とする。
なお、指定日以外の見学は、防犯上の理由により基本的に認めない。

1.3 提案書の提出期間、提出先及び方法

- (1) 提出期間 令和5年9月11日（月）から9月22日（金）午後5時まで
※郵送の場合は担当へ必着。
- (2) 提出先 市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当
- (3) 提出方法
ア 提出物①及び②は、持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。）
イ 提出物③はCD-R等で提出すること。
※提出物については返却しない。
- (4) 提出物 以下①から③の全て

提出書類	部数	留意事項
①提案書（正本）	1部	【ファイルに綴じて提出すること】 A4判、両面刷り、左上留め、カラー可、枚数は自由。
②提案書（副本）	9部	【ファイルに綴じて提出すること】 A4判、両面刷り、左上留め、カラー可、枚数は自由。
③PDFデータ	1部	上記、提案書（正）・（副）のPDFデータ

1.4 提案書に求める内容

別表1の候補施設を対象とし、太陽光発電設備及び蓄電池の設置を提案する施設番号及び施設数を提案書に明記の上、次に掲げる各号の全てを必須事項として、企画提案すること。ただし、以下の5施設においては提案を必須とする。

施設番号1 明野総合支所（倉庫、車庫棟含む）

施設番号8 塩川病院（本館、新館、訪問看護センターつくしんぼ）、しおか
わ福寿の里

施設番号15 保健センター

施設番号23 須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）、すたま森の
図書館

施設番号33 日野春浄化センター

なお、提案内容は「プロポーザル事業説明書」の内容を踏まえたものであること。
また、審査に当たり、市が追加資料や提案内容への説明を求める場合には、別途対応すること。

提案書作成にあたっては、以下の情報を参考にすること。

別表 1 に記載する施設の構造主体、耐震基準等

北杜防災マップ（ハザードマップ）※市HPにて確認のこと。

施設の建築基本図（平面図）、構造計算書

※閲覧方法は「1.1 施設図書等の閲覧」に記載のとおり。

電気契約単価、施設の30分値の電気使用量の実績

※本プロポーザルの参加資格審査結果通知とともに案内する。

<事業実施方針に関すること>

(1) 事業実施方針

提案内容の基本方針・概要等を記載すること。運転期間は運転開始日から5年毎の更新とし、最長で20年間とする。ただし、市が発電能力や安全性に問題がないと認めた場合は協議により延長を可とする。事業期間は運転期間に設置準備期間及び撤去期間を併せ3年を限度とし、速やかに設備の設置と撤去を行う。本事業により生じた電力について、市の自家消費以外の余剰電力を売電する場合は、市の指定する電力会社を最優先させること。

なお、太陽光発電設備が設置可能な場所は原則屋根とし、屋根に設置できない蓄電池、発電機及び付帯設備は市と協議の上、指定場所へ設置すること。ただし、施設敷地内において安全性が確実に担保できる場合は、事業者の責任において法面や空きスペース、カーポート等への設置、また、ソーラーシェアリングなどの提案も可とする。この場合、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例（令和元年北杜市条例第1号）及び同規則（令和元年北杜市規則第7号）を遵守すること。

<設備の設置・維持管理に関すること>

(2) - 1 設備設置計画

ア 設備・設置仕様

- ① 各施設における太陽光発電設備及び蓄電池の出力(kW)・容量(kWh)
- ② 太陽光発電設備及び蓄電池の総出力(kW)・総容量(kWh)
- ③ 太陽光発電設備（パネル、架台等を含む）及び蓄電池の単位面積当たりの重量(kb/m²)

※寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

④ 付帯設備の仕様

※寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

⑤ 設置仕様（架台の設置方法、耐荷重等）

※想定する太陽光発電設備及び蓄電池の設置方法を記載すること。

※太陽光発電設備は、建築基準法施行令第39条、82条の4及びJISC 8955、経済産業省令第29号に規定する風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対する耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用い

て記載すること。また、それを示す根拠資料（耐力試験の結果や当該製品の設計マニュアル等）を添付すること。

※第三者機関等による認定証や耐力試験の結果がある場合は添付すること

※台風時等の突風による吹き上げや地震等の振動による設備の移動、飛散、脱落、浮き上がりへの対策がある場合は、併せて記載すること。

イ 設計図

提案時には設置予定施設のうち「1 4 提案書」に求める内容に記載のある5施設のみを提出すること。

① 平面図

※設置場所、設置部分の寸法・面積、メンテナンスや消防活動のための通路幅等が分かるように記載すること。

② システム構成図

※平時及び災害時（自立運転時）に使用できる設備、仕様が分かるように記載すること。

ウ 設置方法

① 工事の工法

② 工事の安全面・騒音対策等

エ 工程表及びスケジュール

※工期だけでなく、補助事業の申請、各種法令の規定に基づく届出等の手続等を市との協議も含め、事業実施に必要な工程、スケジュールを記載すること。
なお、令和7年度末までに提案した施設への設置を完了し稼働させること。

オ 災害時（自立運転時）に使用可能な設備

① 災害時の利用、操作方法（災害時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

② 災害時用コンセントの設置場所、個数

③ 自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（k w）

④ 自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（k w）

⑤ 自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（k w）

※併せて、災害発生時に安定して使用可能な設備であることを示すこと。

(2) - 2 保守点検及び維持管理計画

ア 設置等の運転管理及び維持管理方法、管理上の視点等

イ 運転期間における維持管理の実施体制、スケジュール、設備の交換時期等

※各種法令の規定に準拠していることが分かるように記載すること。

(2) - 3 想定される温室効果ガス排出量削減効果

ア 設備による総発電量（k Wh / 年）

イ 施設への総供給電力量（k Wh / 年）及び自家消費率（%）

ウ 施設の温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証方法

エ 施設の温室効果ガス排出量削減効果（k g - CO₂ / 年）

※発電量の算定に当たっては、設備利用率の設定根拠を示すこと。

※施設への供給電力量（自家消費量）の算定に当たっては、別途、市より交付す

る各施設における30分値の電気使用量の実績を参考にすること。
※温室効果ガス排出削減量の算定に当たっては、係数は0.447[kg-CO₂/kWh]を用いること。

<業務遂行能力に関すること>

(3) - 1 事業実施体制

本事業に携わる人員体制と役割、実施体制、資格・経験等。

※設備の故障、緊急・異常時や災害発生時の対応体制も示すこと。

※以下の資格を有する者を含め、資格を証明する書類を添付すること。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士
- ・電気主任技術者

(3) - 2 事業資金計画

設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去、保険料等のための必要経費、売電収入や補助事業による資金調達等の収入、事業期間における収支を記載すること。

※各経費、収入の内訳も記載すること。

※設備等の一時移設を伴う市による修繕工事等は、運転期間中、施設で各1回実施することを前提として記載すること。

※運転期間中の施設廃止、改築等はないものとして記載すること。

(3) - 3 事業期間におけるリスク対策

設備の故障等に対する損害保険の適用範囲や補償内容、設計・工事等の履行に係る保証及び維持管理費用の増大、天災等の不可抗力の維持管理期間におけるリスク保証、市や第三者に対する賠償等、事業期間において発生が想定されるリスクに対するの対策、補償方法を記載すること（想定されるリスクと責任分担は別表2）。

(3) - 4 類似の事業履行実績

過去3年間（令和2年度から令和4年度まで）に、本事業と類似した事業（「太陽光発電設備等の設置調査業務」、「太陽光発電設備等の設備設計業務」等）の履行実績を有する場合は、記載すること（様式第5号）。

※契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

(3) - 5 市内事業者の活用

本事業における下請け業者等の選定は、市内事業者を優先して選定することとし、市内事業者を活用する場合は、業務内容・役割を記載すること。

<契約単価等に関すること>

(4) 単価契約

市が、施設に供給された電力使用量に応じて支払う契約単価（円/kWh）

※原則、事業期間中一定額とする。ただし、今後の社会経済状況に伴い、系統電力との差異がなくなった場合は、系統電力より安価となるよう協議

を行うものとする。

<本事業を活かした独自提案に関すること>

(5) 北杜市の特性を活かした提案

北杜市に有益な独自提案を記載すること。

1.5 審査方法および審査基準

(1) 審査方法

審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）の二段階で実施する。

ア 一次審査（書類審査）

① 提案書の書類審査を行い、二次審査の対象者を5者程度に選定する。

② 一次審査の結果は、令和5年9月26日（火）までに電子メールと郵送により通知する。

イ 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査の対象者について、提案書のプレゼンテーション及び提案内容に関する質疑応答を行うため、以下のとおり実施する。

説明に用いる資料は、「1.4 提案書に求める内容」により提出された提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。ただし、プレゼンテーションのためにスクリーンに資料を投影する場合は、提案書を要約したものを使用することを可とする。この場合は、スクリーンに投影されている内容が、提案書のどの部分の要約となっているか容易に分かるように対応ページ番号を表示させるなどしたうえで、PDF データを提出すること。

なお、投影設備は市が用意する。パソコンについては、各者にて用意すること。機材にトラブルがあった場合も含め、市は使用に関して一切の責任を負わない。

実施日	令和5年9月29日（金）
会場	北杜市役所 西会議室
時間配分	プレゼンテーション20分、質疑30分（50分程度）

※説明開始時間、集合場所等の詳細は、一次審査結果通知で案内する。

ウ 特定候補者の選定

一次審査及び二次審査により、提案書、プレゼンテーション及び質疑応答を総合的に評価した結果、最も高い評価を得た事業者を本件協定の相手方となるべき特定候補者に選定する。

なお、審査結果（順位）は、選定結果通知書（様式第9号）に記載する。

ただし、審査の結果、一定の評価を満たす者がいない場合は、特定候補者を決せず、再度提案を募集することができる。

エ 補欠候補者の選定

応募者のうち、特定候補者が設置しない施設について、特定候補者と同等の条件で設置が可能である場合、補欠候補者として選定することができる。

(2) 審査基準

別に定める選考評価基準の審査基準に基づき、採点方式で総合的に審査する。

1.6 審査結果の通知

審査の結果は、令和5年10月4日（水）までにメールと郵送により通知する。

1.7 協定の締結について

選定した事業者と市が協議し、本件に関わる仕様を確定したうえで協定を締結する。

1.8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 協定等について

ア 本プロポーザルは、協定を締結する候補者の選定を目的とし、市は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

イ 協定書作成の要否：要

ウ 当該事業に直接関係する他の業務の委託協定を当該業務の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

(3) 提出物の作成に関わる費用について

本プロポーザルへの参加、提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

参加意向表明書及び提案書の提出後の差し替え、記載内容の変更は認めない。

(5) 提案者の失格について

参加意向表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加意向表明書及び提案書の取扱い等について

ア 提出された参加意向表明書及び提案書は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。選定以外の目的には使用しない。

イ 市は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

1.9 担当部署

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市役所市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

電話番号 0551-42-1341（直通）

FAX番号 0551-42-1123

電子メール kanky@city.hokuto.yamanashi.jp